

告示

埼玉県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
入間第二用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏
名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	川越市豊田本二丁目十七番地三
同	山崎順一	同 大字北田島百四番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	日高市大字高萩二千七十番地二
同	金子健	同 同 大谷沢三百二十四番地
同	古谷喜三郎	狭山市笹井二丁目三十番十七号
同	宇佐美日出夫	同 柏原七百六番地の三
同	小岩井義則	日高市大字中鹿山三百六十六番地
監事	栗原勝	川越市大字山城六十一番地
同	久保田慎一	狭山市柏原千六百八十二番地
同	安藤俊吾	日高市大字高萩二百六十三番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	川越市豊田本二丁目十七番地三
同	利根川政義	同 大字北田島百四十二番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	日高市大字高萩二千七十番地二
同	平野明雄	狭山市笹井三丁目二十六番十一号
同	宇佐美日出夫	同 柏原七百六番地の三
同	水村治雄	日高市大字下鹿山二十四番地
監事	栗原勝	川越市大字山城六十一番地
同	滝田早苗	飯能市大字双柳五百七十二番地
同	金子健	日高市大字大谷沢三百二十四番地